

議案第 1 号

平成 3 0 年度木古内町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 3 0 年度木古内町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,398千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,014,969千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 9 月 1 4 日提出

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税		1,979,000	36,160	2,015,160
	1 地方交付税	1,979,000	36,160	2,015,160
13 国庫支出金		218,218	731	218,949
	2 国庫補助金	66,467	731	67,198
14 道支出金		188,072	2,079	190,151
	2 道補助金	70,279	2,079	72,358
17 繰入金		461,435	△90,534	370,901
	1 基金繰入金	447,264	△90,534	356,730
18 繰越金		1,000	49,266	50,266
	1 繰越金	1,000	49,266	50,266
20 町債		397,300	△100	397,200
	1 町債	397,300	△100	397,200
歳 入 合 計		4,017,367	△2,398	4,014,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		391,392	△700	390,692
	2 徴 税 費	12,108	△1,197	10,911
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	7,901	497	8,398
3 民 生 費		730,224	469	730,693
	1 社 会 福 祉 費	608,240	469	608,709
4 衛 生 費		624,137	△4,568	619,569
	2 清 掃 費	187,131	△4,568	182,563
6 農 林 水 産 業 費		139,271	2,312	141,583
	1 農 業 費	32,641	30	32,671
	2 林 業 費	79,110	2,282	81,392
8 土 木 費		346,973	△59	346,914
	4 都 市 計 画 費	106,511	△59	106,452
9 消 防 費		292,741	148	292,889
	1 消 防 費	292,741	148	292,889
歳 出 合 計		4,017,367	△2,398	4,014,969

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	97,000	証書借入 又は 証券発行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	96,900	証書借入 又は 証券発行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 については当 該借入先と協 定するもの とする。た だし、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還又は 低利債に借換 えすることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	98,400			98,400			
林業施設整備事業債	18,400			18,400			
橋梁整備事業債	8,400			8,400			
公営住宅整備事業債	45,600			45,600			
消防施設整備事業債	77,500			77,500			
防災施設整備事業債	7,700			7,700			
教育施設整備事業債	3,600			3,600			
文化保存施設整備事業債	29,000			29,000			
給食施設整備事業債	11,700			11,700			
計	397,300			397,200			